®ふるさとづくり交流事業(料理教室)の参加者を募集

(社) 茨城県ふるさとづくり推進センターでは、地域住民を対象として、茨城県産農産物等を食 材とした料理教室を下記のとおり開催します。

			1
開催日			
※希望日をご連絡	2月10日(火)	2月17日(火)	3月6日(金)
ください。			
①講師	クッキングスクール	クッキングスクール	中川学園調理技術専門学校
	ネモト	ネモト	料理教室代表
	主宰 根本 悦子	主宰 根本 悦子	中川 一恵(なかがわ かず
	(ねもと えつこ)	(ねもと えつこ)	え) さん
	さん	さん	
②場所	クッキングスクール	クッキングスクール	中川学園調理技術専門学校
※会場までは各自	ネモト土浦校	ネモト土浦校	水戸市見和 3-663-10
でお願いします。	土浦市神立東 2-29-5	土浦市神立東 2-29-5	Tel 029-252-7011
	Tel 029-831-3768	Tel 029-831-3768	
③時間	午前10時~午後3時	午前10時~午後3時	午前 10 時~午後 3 時
④募集人数	40 名 (<u>先着順</u>)	40 名(<u>先着順</u>)	60 名(<u>先着順</u>)
⑤参加者負担金	1,000円(材料費)	1,000円(材料費)	1,000円(材料費)
	(当日お支払い願い	(当日お支払い願い	(当日お支払い願います)
	ます)	ます)	
⑥駐車場	無料駐車場あり	無料駐車場あり	駐車場なし
			※近隣の有料駐車場を利用で
			きますが、混雑する場合があり
			ますので、できるだけ公共交通
			機関をご利用願います。(有料
			駐車場:1日最大500円)

申込期限 1月30日(金)

(社) 茨城県ふるさとづくり推進センター (直接お申し込みください) 〒310-0852 水戸市笠原町 978-26 茨城県市町村会館内

Tel • FAX 029-301-1266

問 農政課(内線 526)

「市民センターいわま」について

岩間支所庁舎は、1階に岩間支所・子育て 支援センター、2階に岩間図書館・ボランテ ィアセンター、3階に岩間公民館を備えた複 合施設として生まれ変わりました。施設の名 称も皆さんからの公募により「市民センター いわま」に決定しました。

新年第1回目の「広報かさまお知らせ版」 発行となりました。本年もより読みやすい広 報紙作りを目指して参りますので、よろしく お願いいたします。(秘書課広報広聴グループ)

平成21年1月8日 第20-29号

問い合わせ方法:笠間市役所本所・支所 笠間・友部地区から 140296 (77) 1101または140296 (72) 1111 岩間地区から 160299 (37) 6611

【お知らせ】

- ①「パブリック・コメント手続き制度」の ⑥かさま環境フォーラムを開催 実施について
- ②住民登録は正しく行われていますか?
- ③65 歳以上で障害をお持ちの方は住民 税・所得税の控除が受けられます
- ④地域福祉活動講演会を開催
- ⑤注文していない商品が届いたら…?

- ⑦下水道工事に伴う交通規制のお知らせ
- ⑧家庭教育学級を開催
- ⑨人権教育講演会を開催
- ⑩休日救急診療当番医の一部変更について
- ⑪精神障害者家族教室を開催
- 迎茨城県庁舎の一般開放休止のお知らせ

【募集】

- (13)再就職準備セミナーの参加者を募集
- (4) 笠間市政治倫理審査会委員を公募しま
- ⑮県立水戸産業技術専門学院の平成 21 年 度入学者の追加募集
- 16「笠間桃宴ふぁっしょん抄」のモデルを 募集
- ①洋菓子教室を開催
- ®ふるさとづくり交流事業(料理教室)の参 加者を募集

①「パブリック・コメント手続き制度」 の実施について

案に対するご意見をお寄せください。 実施期間中、ホームページ、市役所本所、各 支所、各公民館、各図書館で素案を閲覧でき ます。

案件名

「笠間市都市計画マスタープラン(素案)」

要旨

都市計画における市のまちづくりの全体 像を示す「全体構想」と、地域の特性を考慮 しながら身近な地域レベルのまちづくり像 を示す「地域別構想」から成り立つ、おおむ ね20年後のまちづくりの将来ビジョンとし て、都市計画マスタープランの策定を進めて います。

実施期間 (意見提出期間)

1月21日(水)~2月9日(月)

間 都市計画課(内線 586)

②住民登録は正しく行われていますか?

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、 世帯主との続柄などが記録され、国民健康保 険、国民年金、児童手当など各種行政サービ スの基礎となっています。

お住まいの市区町村で、行政サービスを確 実に受けることができるよう、引っ越しなど により住所を移した方は、速やかに住民登録 の届出を行ってください。

また、現住所で住民登録をしていない方や 登録が抹消されたままの方は、正しい住民登 録が必要となります。

家庭内暴力等の被害者は、申し出によっ て、新たな住所地でも住民基本台帳の閲覧等 を制限することができます。

問 市民課(内線 147)